

* ごみの処理は *

大阪市許可業者との直接契約が原則であり 処理責任は、排出事業者 にあるんです。

(ごみを排出するお客さま)



知ってほしい あれやこれ

廃棄物の処理業許可を持たない業者によるトラブルが多発しています。

厳しい欠格要件がある許可業者とは違い、「廃棄物管理」や「環境コンサルタント」には許認可制度がないため、どんな人間でもビジネスへの参入が可能となっています。そのため、中には法的リスクの高い管理会社が存在し、「廃棄物の処理コストを削減し適正化します!!」などの甘い言葉でお客さまに近づき、著しく安い価格で廃棄物処理を請け負い、不適正処理（産業廃棄物を一般廃棄物として処理する等）をおこなう事例も発生しております。

■ 非常な低料金の委託先を求めた結果

- ・ 不適正処理を行う廃棄物処理業者に委託してしまっている
- ・ 不適正な処理を指示（黙認）等



お客さま(排出事業者)も 廃棄物処理法の措置命令の対象になる可能性があります

社名等公表されコンプライアンスを果たしていない事業者として 社会的な評価を落としかねません

■ ごみ処理にかかる費用



事業所(排出事業者)



請求

コンサルタントへ依頼の場合



事務代行費



大阪市許可業者が
収集・運搬



焼却工場で処分



※ ごみ処理費（収集運搬費 + 処分費）

※トラブル例：コンサルタントが悪徳な場合には、ご契約内容に沿ったごみ処理費が適正に許可業者へ支払われていないことがあります。

大阪市内の一般廃棄物の収集運搬は大阪市の許可を得ている事業者だけが請け負うことができます。

廃棄物処理法
第6条2第6項

ご相談だけでもOK

我々に お任せください！



許可業者なら
安心♪安全☆

◆ また、現行の契約にご不明な点がございましたら、お気軽に【いっぱいきょう】へお問い合わせください。

いっぱいきょうキャラクター
きれーたん



大阪市許可

発行：一般社団法人 大阪市一般廃棄物適正処理協会

☎ 06-6648-5311

【通称 いっぱいきょう】

HPはこちら→



「いっぱいきょう」は 大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者で構成する団体です

1. 排出事業者責任とその重要性について

廃棄物処理法第3条において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない、また、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとする排出事業者責任を定めている。排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない。

排出事業者は、その廃棄物について自ら処理をするか、自ら行わず他人に委託する場合には、産業廃棄物であれば産業廃棄物処理業者等、一般廃棄物であれば一般廃棄物処理業者等、廃棄物処理法において他者の廃棄物を適正に処理することができると認められている者に委託しなければならないなど、廃棄物処理法における排出事業者責任に関する各規定の遵守について改めて認識する必要がある。

2. 規制権限の及ばない第三者について

排出事業者による処理業者への廃棄物処理委託に際し、地方公共団体（一般廃棄物にあっては市町村、産業廃棄物にあっては都道府県又は政令市）の規制権限の及ばない第三者が排出事業者と処理業者との間の契約に介在し、あっせん、仲介、代理等の行為（以下「第三者によるあっせん等」という。）を行う事例が見受けられる。

一般廃棄物については、平成11年に通知「一般廃棄物の適正な処理の確保について」（平成11年8月30日付け衛環第72号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を発出し、第三者によるあっせん等は、一般廃棄物の処理責任が不明確になる等の理由から、市町村の処理責任の下での適正な処理の確保に支障を生じさせるおそれがある旨周知してきたところである。

1. で述べたように、排出事業者は、排出事業者責任を有しており、排出事業者が廃棄物の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法に規定する処理業者に委託しなければならないなど、排出事業者の義務を遵守しなければならない。

その場合、排出事業者としての責任を果たすため、排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきものであり、また、処理業者との間の委託契約に際して、処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）は、排出事業者と処理業者の間で決定するものである。排出事業者は、排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではない。

これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるのみならず、あっせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれがある。以上のように、廃棄物処理における排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、上記の点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる。



環境省ホームページ

【排出事業者責任の徹底について】

一廃協（いっばいきょう）ホームページ

「排出事業者責任の徹底について」（上記）関係通知を掲載。



注意!

廃棄物処理！

廃棄物管理や環境コンサルティングを 名乗るブローカーにご注意ください

知ってほしい
あれやこれ**廃棄物の処理業許可を持たない業者**（いわゆる無許可業者）による
トラブルが多発しています

厳しい欠格要件がある許可業者とは違い、「廃棄物管理」や「環境コンサルタント」には許認可制度がないため、どんな人間でもビジネスへの参加が可能となっています。そのため、中には法的リスクの高い管理会社が存在し、「廃棄物の処理コストを削減し適正化します!!」などの甘い言葉でお客さまに近づき、著しく安い価格で廃棄物処理を請け負い、不適正処理（産業廃棄物を一般廃棄物として処理する等）をおこなう事例も発生しております。

■ 非常な低料金の委託先を求めた結果

- ・ 不適正処理を行う廃棄物処理業者に委託してしまっている
- ・ 不適正な処理を指示（黙認）等

**お客さま（排出事業者）も 廃棄物処理法の措置命令の対象になる可能性があります**社名等公表されコンプライアンスを果たしていない事業者として 社会的な評価を落としかねません

たとえば

事務代行等の委託先が法的リスクの高い会社の場合**ご契約内容に沿ったごみ処理費が適正に回収業者へ支払われていないことがあります**

法的リスク回避 チェック！

「いいえ」がひとつでも
ある方は、不適正処理の
リスクが高い状況です。※1

- ごみを回収する許可業者は自ら決定しましたか？ （はい・いいえ）
- 回収業者の一般廃棄物の許可証※2を確認しましたか？ （はい・いいえ）
- 回収業者と直接契約を交わしましたか？ （はい・いいえ）
- 委託料金を自ら確認しましたか？ （はい・いいえ）
- どのように処理されているかご存知ですか？ （はい・いいえ）

※1 上記チェックは、あくまでも目安です。

※2 市町村による一般廃棄物の許可証を持っている許可業者でなければ、その市町村内での普通ごみ回収、工場への搬入はできません。

上記に関する
お問い合わせは
こちらまで

許可業者なら
安全♪安心☆

大阪市の一般廃棄物のごみ処理手数料は市条例で定められておりますが、処理や料金、契約の不明点等は、契約している許可業者、または「いっばいきょう」へお問合わせください。

いっばいきょうキャラクター
きれーたん

大阪市許可

発行：一般社団法人 大阪市一般**廃棄物**適正処理**協会**

☎ 06-6648-5311

【通称 いっばいきょう】

HPはこちら➡



「いっばいきょう」は 大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者で構成する団体です

1. 排出事業者責任とその重要性について

廃棄物処理法第3条において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない、また、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとする排出事業者責任を定めている。排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない。

排出事業者は、その廃棄物について自ら処理をするか、自ら行わず他人に委託する場合には、産業廃棄物であれば産業廃棄物処理業者等、一般廃棄物であれば一般廃棄物処理業者等、廃棄物処理法において他者の廃棄物を適正に処理することができると認められている者に委託しなければならないなど、廃棄物処理法における排出事業者責任に関する各規定の遵守について改めて認識する必要がある。

2. 規制権限の及ばない第三者について

排出事業者による処理業者への廃棄物処理委託に際し、地方公共団体（一般廃棄物にあっては市町村、産業廃棄物にあっては都道府県又は政令市）の規制権限の及ばない第三者が排出事業者と処理業者との間の契約に介在し、あっせん、仲介、代理等の行為（以下「第三者によるあっせん等」という。）を行う事例が見受けられる。

一般廃棄物については、平成11年に通知「一般廃棄物の適正な処理の確保について」（平成11年8月30日付け衛環第72号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を発出し、第三者によるあっせん等は、一般廃棄物の処理責任が不明確になる等の理由から、市町村の処理責任の下での適正な処理の確保に支障を生じさせるおそれがある旨周知してきたところである。

1. で述べたように、排出事業者は、排出事業者責任を有しており、排出事業者が廃棄物の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法に規定する処理業者に委託しなければならないなど、排出事業者の義務を遵守しなければならない。

その場合、排出事業者としての責任を果たすため、排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきものであり、また、処理業者との間の委託契約に際して、処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）は、排出事業者と処理業者の間で決定するものである。排出事業者は、排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではない。

これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるのみならず、あっせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれがある。以上のように、廃棄物処理における排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、上記の点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる。



もし

一般廃棄物の許可業者に
解約通知が届いたら

第一話 解約通知書



契約解除通知書が届いた時は、契約書を確認してみましょう

送付してきたのは？

A：契約者

B：契約者ではない

契約書に解約条項はありますか？

A：ある

B：ない

【正当な契約解除】

契約者に連絡をして
最終確認と
ご挨拶をしましょう。

今回の契約解除通知の内容は、解約条項に違反して
いますか？

A：している

イ：していない

【不当な契約解除】

契約者に連絡をし、A：解約条項に違反しているために、

B：契約の当事者ではない第三者から届いた契約解除通知は、

受け入れられない旨を伝えたくて、改めて契約者の意思を確認しましょう。

どうしても契約解除を主張される場合には、条件を提示する等により解決しましょう。

さて

一廃協 一般廃棄物処理委託契約書 作成のススメ

●トラブル回避の一助として

処理委託の根幹的内容(*)を明記した契約書による
契約締結を、一廃協は推奨いたします。

(※) 廃棄物の種類・数量、料金、契約の有効期限等

●処理委託契約書の内容は

廃棄物処理法で定められた産業廃棄物処理委託契
約書と同等のものであることをおすすめいたします。

●管理会社等が介在する場合は

三者の契約書に、『各々の役割、事業の範囲、料金等
を示す』ことで、トラブルの回避や法的リスクの低下
が見込めます。

●契約の「ある」と安心なこと(一例)

- ☐ お客様と許可業者との直接契約である
- ☐ 業務内容が許認可の事業範囲内である
- ☐ 分別、保管等が適正か確認してある
- ☐ 収集時間・方法、立地条件を確認してある
- ☐ 契約期間(開始・解除)について確認してある
- ☐ ごみ排出量、排出場所等を確認してある
- ☐ ごみの適正処理に必要な料金設定である
- ☐ 産業廃棄物は別契約である
- ☐ 産業廃棄物の回収時はマニフェスト交付の予定がある

契約者間で
相互確認を！

上記に関する
お問い合わせは
こちらまで



大阪市の一般廃棄物のごみ処理手数料は市条例で
定められておりますが、処理や料金、契約の不明点等
は、契約している許可業者、または「いっばいきょう」へ
お問い合わせください。



いっばいきょうキャラクター
きれーたん

大阪市許可

☎06-

発行：一般社団法人 大阪市一般廃棄物適正処理協会

☎06-6648-5311

【通称 いっばいきょう】

HPはこちら→



「いっばいきょう」は 大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者で構成する団体です

えッ!?

一般廃棄物の許可業者

.. 解約通知への対応は?



第二話 お客様と対話しよう



そんな..
いきなり困ります

昨日の
通知見て
もろた〜?

彼女は悪質な
廃棄物管理者の
阿久津業子
あくつ なりこ



ウチは
困らん!
次の業者を
決まってるし

早速やけど
これ解約合意書な
さっさと
ハンコ押してな〜

こんにちは
アク・トク
マネジメントの
阿久津言います〜



あー!
きれーたん

ちよっと
待ったん!

まずは、
お客様に連絡
してみるたん



解約意思の確認、
その他にお困り事
がないか直接
聞いてみるたん!

落ち着いて
聞きたん

詳しくは裏面を見てね!

漫画:りさやん



連絡してきたのは？

B: 契約者ではない

お客様との契約書に解約条項がありますか？

C: ある D: ない

正当な契約解除

契約者に連絡をして

最終確認の後、
ご挨拶をしましょう。

今回の契約解除通知は、解約条項に違反していますか？

E: している

F : していない

不当な契約解除

契約者に連絡して

B : 契約の当事者ではない第三者
から届いた契約解除通知のため、

E : 解約条項に
違反しているため、

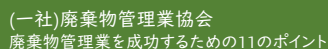
受け入れられない旨を伝えたくて、改めて契約者の意思を確認しましょう。
どうしても契約解除を主張される場合には、条件を提示する等により解決しましょう。

廃棄物管理業

廃棄物管理業者は、本来排出事業者が行うべき適正な処理業者の選定や、排出物の(現地)内容確認、数量把握、請求の一元管理、契約書作成及び処理業者との処理方法の確認などの業務を排出事業者の代理として、行う事業者です。

排出事業者としては、近年の各種リサイクル法の制定や廃棄物の処理方法の複雑化、企業の社会的責任としてISO14001等環境マネジメントシステムの取得により、その問題点が改めて問われ、専門的な助言を外部に求めることが多くなっています。

廃棄物管理業にとって必要な要素



① コンプライアンスに関して問題となることが無いこと

② 処理委託料金の適正さと
その根拠を十分に説明する
こと

③ 排出事業者の事業内容や考え方を理解・尊重し、それに沿った提案が出来ること

④ 排出事業者や実務業者に対しての報告・連絡・相談の早さと精度をあげる

⑤ 実務業者や行政などと良好な関係のもと排出事業者
に様々な提案が行えること

⑥ 将来にわたっての見通しを事前に報告・相談しその時への対応方法を事前に打合せること

⑦ 自分の足で現地に赴き、自分の目で確認し、継続可能な確な提案を行うこと

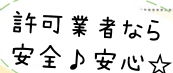
⑧ 回収実務業者への料金の支払いに関し、未払い及び遅れなどが無いこと

⑨ リサイクルや廃棄物に関し法令や処理技術の最新情報を知っていること

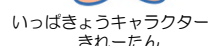
⑩ 廃掃法の知識と実務的なルール・礼儀を理解し、良好な関係構築に努めること

⑪ 情報網から得た、専門知識を駆使し新たな処理プロセス並びに新たなサービスを創造すること

上記に関する
お問い合わせは
こちらまで



大阪市の一般廃棄物のごみ処理手数料は市条例で定められておりますが、処理や料金、契約の不明点等は、契約している許可業者、または“いっぱいきょう”へお問い合わせください。



大阪市許可

 06-

発行：一般社団法人 大阪市一般廃棄物適正処理協会

【通称 いっぱいきょう】

HPはこちら→



06-6648-5311



「いっばいきょう」は 大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者で構成する団体です

適正料金とは？



Vol.5

第三話 悪質な管理会社の手口

町木ちゃん、
ここのパン屋の
料金3千円で
やってくれへん？
せげへんのやたら
契約解除は！！

¥10,000
↓
¥3,000

彼女は悪質な
廃棄物管理会社の
阿久津業子
(あくつなりこ)

ごみ業者へ
無茶な要求を
する厄介な女性

あ、そう！
ほんなら他所へ
頼むから
今までご苦労さん

無理ですよ
こんな条件で
仕事なんて…

町木麗奈(まちきれいな)
ごみ業界1年目の女性

邪魔って…
(確かに)

OSAKA

ちよっと
邪魔たん！

まずは、落ち着いて
排出者さんに
事実確認するたん！

排出者さんの
廃棄物の量や
状況を確認して
みるたん！

本当に管理会社を
入れるのか
排出者さんに
絶対確認するたん！

続きは裏面へ

OSAKA

FAX

OSAKA

TEL

漫画:りさやん



(注1)



漫画・イラスト:りさやん



上記に関する
お問い合わせは
こちらまで



大阪市の一般廃棄物のごみ処理手数料は市条例で定められておりますが、処理や料金、契約の不明点等は、契約している許可業者、または「いっばいきょう」へお問い合わせください。



いっばいきょうキャラクター
きれーたん

大阪市許可

☎06-

発行：一般社団法人 大阪市一般廃棄物適正処理協会

【通称 いっばいきょう】

☎06-6648-5311

HPはこちら→



「いっばいきょう」は 大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者で構成する団体です

ごみ収集 “労働” に必要な料金は

まち
街きれいな安心生活のため



Vol.6

第四話 お客様との信頼関係

ラクして儲け
ようとしてる
のはバレ
てますよ！



お断りや

アンタの
しょーもない
企みはバレ
てるで！

臣嶋はーん
この前の話
どやろ？



阿久津の企みに
気づいた麗奈たち
数日後、臣嶋の店に
再び彼女が現れた



多少高くついても
うちのパンの
味を気に入って
お客さんは
買ってくれる

私はパンが好きで
材料もこだわって
作ってる



へー...
何のことやろね？

コイツら
知り合い
やったんや



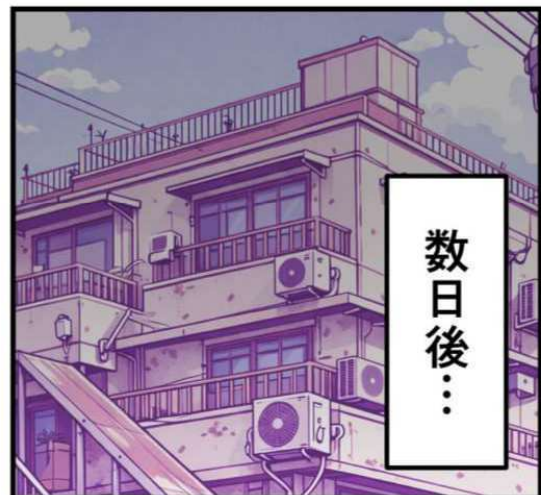
私もちゃんと
お客さんのために
仕事したい

安いばかりじゃ、
お客さんも不安になるし
公衆衛生を守れない！



ウチ、町木ちゃんの
会社の人が、雨の日も
風の日もごみ取ってん
のいつも見てんねん！

信頼してるし、
その対価を
支払いたいんや！



(注1)仲介料が増えると処理費が足りなくなり、不適正処理につながる可能性があるため、排出者の責任はとても重いものです。

排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべき(中略)排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではない(H29.3.21環境省通知より抜粋)

詳しくは
QRコード
でチェック!



漫画・イラスト:りさやん

大阪市許可

☎ 06-

発行: 一般社団法人 大阪市一般廃棄物適正処理協会

☎ 06-6648-5311

【通称 いっぱいきょう】

HPはこちら→



「いっぱいきょう」は 大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者で構成する団体です